

# 生徒心得

本校は働きながら学ぶ夜間定時制高校です。常に生徒証明書を携帯し、「瀬田工業高校（定時制）の生徒である」という自覚と誇りをもって勉学と勤労に励むこと。

また高校は、中学校までと違い義務教育ではありません。各自が高校生であることを自覚し、有意義な高校生活を送ること。

問題行動があった場合は、本校の規定により懲戒処分や特別指導の対象となります。

## I. 日常の学校生活について

- (1) 学習に支障がないように、職業に就くよう心がけること。
- (2) 高校生らしい服装を心がけること。  
実習の時間は、それぞれ定められた服装で授業を受けること。
- (3) 授業中の心得
  - ア 携帯電話・スマートフォンなどは電源を切るかマナーモードにしておくこと。
  - イ 飲食をしない。
  - ウ 毎時間集中して先生の話聞き、授業妨害など他の人に迷惑をかけない。
  - エ チャイムが鳴ったらすぐ教室に入ること。トイレは休み時間の間にすませておくこと。
  - オ 各教科の先生の指示に従い、教科書・ノート・筆記用具等、授業に必要な物をきちんと揃えること。
- (4) 部外者を校内に呼び込まない。  
\*部外者の学校敷地内の立入禁止
- (5) 遅刻・早退・欠席をする場合は、必ず担任（学校）に連絡すること。
- (6) 学校に必要なもの以外はもってこない。（特に高額な現金や貴重品など）
- (7) ゴミは分別してゴミ箱に捨て、常に環境・美化意識をもって生活すること。

## II. 交通安全について

本校は「生命の尊厳」を第一に考え、交通安全指導については滋賀県PTA連合会で決議されている「三ない運動+1」の趣旨に沿い、二輪（原付含む）・四輪の運転免許の取得と通学を原則として禁止しています。

- 「三ない運動+1」
1. バイクの免許を取らない。
  2. バイクを買わない。
  3. バイクに乗らない。
- +1 親は子どもの要求に負けない。

ただし、2年生以上は、仕事や遠距離など通学上必要と認められたときに、条件付きで特別に許可する場合があります。

### Ⅲ. その他

#### (1) いじめ・ケンカ・暴力など絶対禁止

力による物事の解決は生命にかかわる危険性があります。対教師・生徒同士あるいは外部のものが学校敷地内および校舎内に入り込んで暴力をふるう、または、その恐れがある場合、見かけた人はすぐに教職員に連絡すること。また意地悪・いたづら・からかい・いじり、仕事を押し付ける、金銭を無理やり借りる、いたづら電話など、自分がされたらイヤだと思ふこと、相手がイヤだと思ふことを他人には絶対にしないこと。

#### (2) インターネット（SNS）トラブルの防止

SNSなどインターネットを利用する際は、高校生としての自覚を持ち、節度とマナーを守り、不必要な個人情報の開示は行わないこと。

掲示板やSNSに誹謗中傷の書き込みはしないこと。重大な人権侵害であり、人として絶対に許されないことである。また、軽はずみな書き込みや写真の投稿が社会的な問題となることがあるので絶対にしないこと。

SNSやネットで知り合った人と不用意に会わないようにすること。

#### (3) 通学路等における「たむろ」の禁止

登校時・下校時に外部の者との接触しないこと。

私有地への無断侵入、最寄り駅までの通学路における「たむろ」は、社会生活上地域住民に著しく迷惑をかけることである。

瀬田工業高校（定時制）の生徒として、近隣住民から常に見られていることを自覚すること。

#### (4) 盗難の防止

- ア 学校に貴重品（高価なもの）などは持って来ない。
- イ 体育・芸術・実習などの授業や給食の時間のように、クラス全員が教室を離れるときは自分自身でしっかり管理すること。
- ウ みだりに自分の教室以外に入らないこと。
- エ 個人ロッカーは必ずカギを掛けること。
- オ 教科書・体育館シューズなど持ち物には名前を書くこと。
- カ 自転車通学をする者は、必ずカギを掛けること。

#### (5) 学校警察連絡制度について

学校外で、深夜徘徊（滋賀県青少年の健全育成に関する条例違反）等により、警察に補導等された場合は、警察より学校へ連絡が入ります。警察に補導等された場合は、すみやかに担任または生徒指導担当まで報告すること。なお、補導等された場合は、学校での特別指導の対象となります。